



ドイツの第三セクターに関する一考察

永合, 位行

(Citation)

神戸大学経済学研究年報, 49:41-61

(Issue Date)

2003-02-28

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00317300>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00317300>



ドイツの第三セクターに関する一考察

永合 位行

1. はじめに

福祉国家の危機が叫ばれて久しい。福祉国家の破綻は、今日ではだれの目にも明らかとなり、それに代わる新たな経済社会システムが求められている。このような状況のなかで、最近、注目を集めてきている議論に、福祉社会論や福祉多元論と呼ばれる議論がある¹⁾。福祉社会論や福祉多元論に共通しているのは、従来、福祉の独占的な供給主体とされてきた国家に加え、近年、重要性を増してきている非営利組織を中心とした中間組織に着目し、これら多様な中間組織を福祉供給主体として組み込むことによって、福祉国家の限界を乗り越えようとする点にある。また、中間組織のもつ福祉供給主体としての役割に注目するだけではなく、より広く体制論的視点から、新たな経済社会システムの中心的な構成要素として中間組織を位置づけていこうとする議論も目立ってきている。「社会的経済」や「第三セクター」の議論がそれである²⁾。これらの議論は、これまで支配的であった市場と国家という二つのセクターにたいし、非営利組織や協同組合などのさまざまな中間組織からなる領域を第三のセクターとして位置づけ、それを今後の経済社会システムの中心セクターとしてとらえていこうとする点に特徴をもつ。

このように、多様な中間組織への関心は近年、急速に高まってきているが、中間組織それ自体は、最近になって初めて出現したものではない。たとえば、本稿の対象とするドイツにかんしていえば、第三セクターに属する組織の中心的な形態である「社団」(Verein) 制度が成立したのは19世紀であり、また財団の歴史はさらに古く中世にさかのぼることができる。さらに、本稿で明らかにされるように、戦後の福祉国家体制の下でも、第三セクターに属す

1) 福祉社会論ならびに福祉多元論については、とりわけ以下の文献を参照。足立正樹『福祉国家の転換と福祉社会の展望』高菅出版、2001年；小林大造「ドイツの福祉多元論—社会民主主義の構想を軸に一」、『兵庫県ヒューマンケア研究機構 研究年報』、第8巻、2003年（発行予定）；A. Evers, Th. Olk (hrsg.), *Wohlfahrtspluralismus*, Opladen, 1996；N. Johnson, *The Welfare State in Transition*, Harvester Wheatsheaf, 1987（青木郁夫・山本隆訳『福祉国家のゆくえ』法律文化社、1993年）；W. A. Robson, *Welfare State and Welfare Society*, George Allen & Unwin Ltd, 1976（辻清明・星野信也訳『福祉国家と福祉社会』東京大学出版会、1980年）。

2) 社会的経済ならびに第三セクターの議論については、福田亘「新しい社会経済システムの方位—20世紀の経験と21世紀への展望—」、『経済社会学会年報』、XXⅢ、2001年において適切に紹介されている。

る諸組織は、すでに重要な役割を担ってきたのである³⁾。こうした歴史的経緯からして、第三セクターにかんしては、すでに膨大な数の研究が存在する。しかしながら、その研究は、利益団体、協同組合、財団といった第三セクターに属する個別の組織形態にかんする研究が中心であり、それらの諸組織を一つのセクターとしてとらえ、セクター全体の特徴や規模、構成、さらには発展の可能性を統一的な視点から探ろうとする試みは、1970年代になってようやく始まるといわざるをえない⁴⁾。福祉国家の諸問題が80年代以降、深刻化していくのにあわせて、第三セクターをめぐる議論もまた盛んに展開されるようになるのである。

こうした統一的視点にたって第三セクターを議論するさいに注意しなければならないことは、第三セクターの歴史、特質、経済社会システムのなかでのその位置や役割があらゆる国において、けっして同一のものではないということである。「グローバルな連帯革命」(global associational revolution) と称されるように⁵⁾、世界各国で第三セクターはその重要性を高めてきているが、それぞれの国は自国の歴史や伝統、価値観などにもとづき独自の第三セクターのシステムを築き上げているのである。本稿でとりあげるドイツも、「コーポラティズム・モデル」(korporatische Modell) と呼ばれる独特のシステムを構築してきている。本稿の課題は、従来の研究をもとにしながら、ドイツの第三セクターの特質を明らかにすることにある。加えて、ドイツでは、福祉国家の破綻にともない、従来の「コーポラティズム・モデル」も大きく見直されようとしている。この点にかんしても明らかにしていきたい。

2. 第三セクターの定義

2.1 第三セクターの定義

わが国で第三セクターといえば、官民共同出資による株式会社の組織形態を指す場合が多いが、本稿でいう「第三セクター」は、もちろんこの意味ではない。第三セクターは、通常、「公的セクターにも、私経済的セクターにも属しない諸組織」⁶⁾として定義されるが、家族や共同体を代表とするインフォーマルなセクターとの違いをも取り入れるならば、国家、市場、共同体いずれのセクターにも属さない諸組織の総称ということができる。が、こうしたネガティブな定義の場合、非営利団体、協同組合、利益団体、自助集団など、じつに多種多

3) ドイツにおける第三セクターの歴史については、H. K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit Sector in Germany*, Manchester/New York, 2001, p. 30-69を参照。

4) 第三セクターという用語を最初に用いたのは、A. エチオーニ (A. Etzioni) である。かれは、1970年代における体制収斂論争の流れのなかで、資本主義と社会主義にかわる第三の経済社会システムを構想し、その中心をなすものとして第三セクターを位置づけた。これについては、A. Etzioni, *The Third Sector and Domestic Missions*, *Public Administration Review*, 33, 1973を参照。

5) L. M. Salamon, *The Rise of the Nonprofit Sector*, *Foreign Affairs*, 73, 1994, p.109.

6) Vgl. M. G. Schmidt, *Wörterbuch zur Politik*, Stuttgart, 1995, S. 240.

様な組織がそこには含まれることになる。このため、第三セクターを統一的に把握することが困難になり、「そもそも一つのセクターについて語ることができるのか」という疑問も呈されることになる。

こうした問題にたいしては、基本的に二つの対応が考えられる。一つは、現実存在する多様な組織のなかから自らの研究関心に適合した諸組織を選び出し、それらに共通するメルクマールを提示することによって、第三セクターを定義しようとするものである。これは、主として実証研究を目的とする場合にとられる方法であり、L.M.サラモン (L.M.Salamon) を代表とするジョンズ・ホプキンス大学の研究プロジェクトがその代表例である⁷⁾。しかしながら、この方法にはいくつかの問題点が存在する。まず、この方法は、主として実証研究を目的とすることから、第三セクターの本質というよりも、実証研究に適用できる操作可能性という観点から、メルクマールが選ばれることになる。また、先に述べた広義の第三セクターに属する諸組織のうち、選び出されたメルクマールに合致しない組織は、第三セクターからはずされてしまう。そのため、とりわけ第三セクターの国際比較をおこなう場合に、ある国ではきわめて重要な第三セクターの組織がメルクマールの基準を満たさないために排除されるという問題が生じてくるのである。

これにたいし、いま一つの方法は、特定の組織に合わせて第三セクターを定義するのではなく、「市場と国家とならぶ独立したセクター」としての第三セクターの本質を理念的に明らかにしていこうとするものである。もちろん、このようにしてとらえられた理念型を純粹に体现している組織は、現実には存在しない。現実存在する第三セクターの諸組織は、それぞれのセクターの特徴をあわせもつ一種の混合型としてとらえられ、その混合の度合に応じて、より第三セクターに近いもの、市場に近いもの、あるいは国家に近いものとして分類されることになる。この方法は、市場と国家に相たいするものとしての第三セクターの本質を明瞭にするという点では優れているが、議論が抽象的にならざるをえず、実証研究に向いていないという欠点をもっている。

このように二つの方法は、いずれも長所と短所をもっており、第三セクターを研究する場合、そのいずれかを選ぶというよりも、それぞれの欠点を意識しつつ、両方を取り入れていく必要がある⁸⁾。以下ではまず、広義の第三セクターに属する諸組織をおおまかに分類する

7) L. M. Salamon, H. K. Anheier, *The Emerging Sector*, Maryland, 1976 (今田忠監訳『台頭する非営利セクター』ダイヤモンド社, 1996年)を参照。

8) 本稿では議論を明確にするために、二つの方法を区別したが、従来なされてきた定義は、その両方の面を多かれ少なかれもっている。たとえば、Th.ヴェックス (Th.Wex) のように、サラモンの定義を理念的にとらえる論者もいる。これについては、Th. Wex, *Die Modernisierung der Nonprofit-Organisationen und die Frage der Auflösung ihrer Spezifika. Eine soziologische Betrachtung*, in: Arbeitskreis Nonprofit-Organisationen, *Nonprofit-Organisationen im Wandel*, Stuttgart/Berlin/Köln, 1998, S. 257-259を参照。

ために、第二の方法にたって第三セクターの理念型的特徴を見ていくことにしよう。

2.2 理念型としての第三セクター

第三セクターを理念型的にとらえていこうとする試みは、A. アイゼン (A. Eisen) によっておこなわれている⁹⁾。かれによれば、各セクターの本質を把握するためには、その制度的構造をとらえるだけでは十分ではなく、それぞれのセクターの価値理念をも明らかにする必要がある。このような認識にもとづいて、かれは、各セクターの特質をとらえるメルクマールとして「文化的次元」(kulturelle Dimension) と「構造的次元」(strukturelle Dimension) の二つをあげる。文化的次元は各セクターの中心的な価値理念を、構造的次元はそれぞれのセクターの機能原則ないし社会的調整の原則を表している。かれは、こうした二つのメルクマールをもちいることによって、市場を自由と競争の原則にもとづくセクター、また、国家を平等とヒエラルヒーの原則にもとづくセクターとして特徴づける。これにたいし、第三セクターは、「連帯性」(Solidarität) を中心的な価値理念とし、人々の間の「協調」(Kooperation) にしたがって社会的調整がおこなわれるセクターとして位置づけられるのである。かれによれば、第三セクターをこのようにとらえることによってはじめて、「第三セクターは、市場にも国家にも割り当てることのできない種々雑多の組織の寄せ集めではなく、独立した、そして原則的に他のセクターと同じ地位にあるセクターとして特徴づけることができる」¹⁰⁾ のである。

このようなアイゼンの考えと類似の議論を、福祉多元論の立場からではあるが、より詳細に展開しているのが、A. エヴァース (A. Evers) と Th. オルク (Th. Olk) である¹¹⁾。かれらは、三つのセクターにさらにインフォーマル・セクターを加え、四つのセクターの特質を理念型的に明らかにしていこうとする。表1は、かれらの議論にもとづき各セクターの特徴を一覧表にしたものである。表では5つのメルクマールがあげられているが、①～③のメルクマールはアイゼンの「構造的次元」に、また④と⑤は「文化的次元」に分類することができる。この表において注意すべきは、まず行為調整の原則にかんして、インフォーマル・セクターと第三セクターとの違いが明確にされている点である。すなわち、協調が個々人のどのような意識にもとづいてなされるか、という観点から、インフォーマル・セクターでは個人的義務が、第三セクターでは自発的な自由意志が、それぞれのセクターの特徴とされる。また、行為調整に関連して、交換メディアというメルクマールをもちこむことによって、各セクターにおいて社会的調整がどのようにしてなされるのかが、いっそう明確にされているのである。

9) Vgl. A. Eisen, Das Prinzip Kooperation: Genossenschaften als Teil des Dritten Sektors?, in: E. Priller, A. Zimmer (hrsg.), *Der Dritte Sektor international*, Berlin, 2001.

10) Ebd., S.279.

11) Vgl. A. Evers, Th. Olk, Wohlfahrtspluralismus — Analytische und normativ-politische Dimensionen eines Leitbegriffs, in: A. Evers, Th. Olk (hrsg.), a.a.O., S. 22–27.

表1 福祉供給セクターのメルクマール

供給セクター	市 場	国 家	インフォーマル	第三セクター
①行為調整原則	競 争	ヒエラルヒー	個人的義務感	自由意志
②主な供給主体	企 業	公的機関	家 族	団体組織
③交換メディア	貨 幣	法	尊 敬	コミュニケーション
④中心的価値	自 由	平 等	互惠・利他主義	連帯性
⑤補助的価値	私的福祉	公的保障	個人的参加	社会的・政治的参加

出所：A. Evers, Th. Olk, Wohlfahrtspluralismus—Analytische und normativ-politische Dimensionen eines Leitbegriffs, in: A. Evers, Th. Olk (hrsg.), *Wohlfahrtspluralismus*, Opladen, 1996, S. 23より作成。

本稿では、以上のようなアイゼンならびにエヴァースとオルクの議論にもとづいて、第三セクターを、「連帯性を価値理念とし、人々が対話やコミュニケーションなどを通して、自発的に協調していくセクター」として理念的にはとらえることにする。このような第三セクターの理解をもとにして、現実に存在するドイツの第三セクターの諸組織を、各セクターとの親近性に応じて図式的に分類したのが、図1である。図1は、アイゼンの分類をもとに

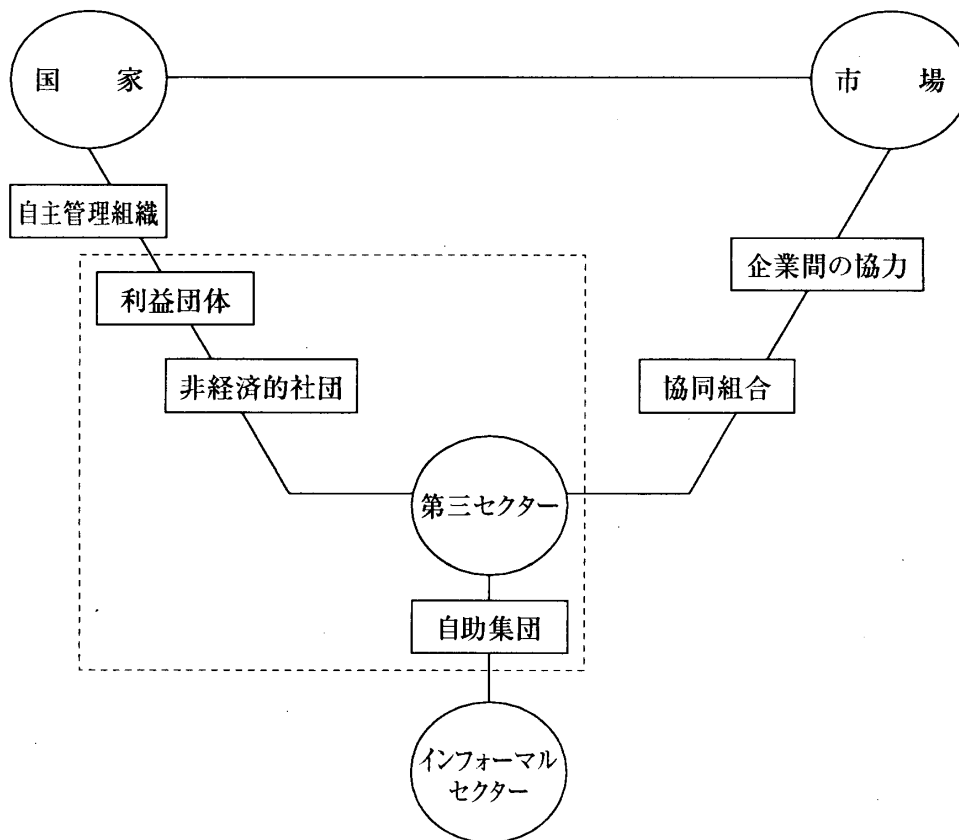


図1 ドイツの第三セクター

出所：A. Eisen, Das Prinzip Kooperation: Genossenschaften als Teil des Dritten Sektors?, in: E. Priller, A. Zimmer (hrsg.), *Der Dritte Sektor international*, Berlin, 2001, S. 281より作成。

作成したものであるが、アイゼンの議論には欠けていたインフォーマル・セクターが付け加えられている¹²⁾。この図において、円は各セクターを、四角は代表的な組織形態を表しているが、組織形態のうち、「自主管理組織」(Selbstverwaltung)と「非経済的社团」(der rechtsfähige nicht wirtschaftliche Verein)については、少し説明が必要であろう。自主管理組織は、いわゆる「公法上の団体」(öffentlich-rechtliche Körperschaft)に属する組織である。公法上の団体とは「ある特定の公共的目的に奉仕するために、特別の高権的権限を付与された制度・組織の一種」とされるが、これには①地方公共団体、②商工会議所や医師会などの強制的会員制をもつ団体、③社会保険の保険者、④教会、⑤大学などが含まれる¹³⁾。これらの組織のうち、商工会議所や医師会などの団体や社会保険の保険者が、ここでいう自主管理組織にあたる。これらの組織は、自主管理の権限を有しているが、その公法上の団体としての地位にもとづき、きわめて公的セクターに近いもの、あるいは「半国家的組織」(halbstaatliche Organisationen)として位置づけられる。つぎに非経済的社团であるが、ドイツにおいて社团とは、「複数の自然人の自由意思による団体的結合体」を意味する¹⁴⁾。社团は、「権利能力を有する社团」(der rechtsfähige Verein)と「権利能力を有しない社团」(der nichtrechtsfähige Verein)に分類され、このうち権利能力を有する社团がさらに、「経済的社团」(der rechtsfähige wirtschaftliche Verein)と非経済的社团に分けられる。経済的社团は、経済的事業経営を目的とする社团であり、株式会社や有限会社などがこれに属する。広義の第三セクターの重要な組織形態の一つである協同組合もまた、経済的社团に属し、これは、協同組合の市場セクターとの親近性を反映するものである。一方、非経済的社团は、経済的事業経営を目的としない社团、いわゆる非営利団体であり、ドイツの第三セクターに属する組織の多くがこの法形態をとっている。

さらに、図1にかんして注意すべきは、それがおよそその配置を示したものにすぎず、また、どの組織がどこに配置されるかはけっして固定的なものではない、ということである。組織の具体的配置は、組織をとりまく経済的、社会的諸状況の変化、またそれにたいする組織の対応などをつうじて、大きく変わってくる。それゆえ、アイゼンが指摘するように、「市場-国家-第三セクターという社会的調整の極の間にある可能性空間のなかでの、個々の組織の具体的帰属は、単純なものではない。この場合、問題となっているのは、硬直的な形成物ではなく、たえず変化する環境にさらされ、また自らが持続的な変化のプロセスのなかにあるダイナミックな現象なのである。…いかなる組織が第三セクターに数えられるかの、

12) Vgl. A. Eisen, aa.O., S. 281.

13) 田沢五郎『独=日=英 ビジネス経済法制辞典』郁文堂、1999年、670-671ページを参照。

14) 田沢五郎、同著、965-966ページを参照。また、ドイツの社团制度については、経済企画庁国民生活局編『海外におけるNPOの法人制度・租税制度と運用実態調査』大蔵省印刷局、1999年、131-158ページをも参照。

唯一絶対的な定義を展開するべきではないのである」¹⁵⁾。

3. ドイツの第三セクターの特質

ドイツの第三セクターの特質を実証的に明らかにしていこうとする試みとしては、やはりジョンズ・ホプキンス大学における非営利セクター国際比較プロジェクトの研究が知られている。ドイツにかんしては、H. K. アンハイアー (H. K. Anheier), E. プリラー (E. Priller), W. ザイベル (W. Seibel), A. ツィンマー (A. Zimmer) がそのプロジェクトの中心となって研究を進めている¹⁶⁾。そこでここでは、主としてかれらの研究によりながら、ドイツの第三セクターの特質を見ていくことにしよう。

かれらはまず、調査対象となる組織を限定するために、サラモンとアンハイアーの定義にしたがって、第三セクターのメルクマールとして、以下の5つをあげる¹⁷⁾。すなわち、

- ①組織化されていること
- ②民間であること
- ③利益配分しないこと
- ④自己統治
- ⑤自発的であること

である。かれらは、これら5つのメルクマールを満たす諸組織を列挙しているが¹⁸⁾、かれらの定義する第三セクターの対象範囲を理解するにはむしろ、いかなる組織が第三セクターから排除されているかを見ることが重要である。まず、①のメルクマールからインフォーマル・セクターが排除される。つぎに、②と④から公的機関ならびに政府によってコントロールされている組織が排除され、さらに③からは利益配分をおこなう営利企業、協同組合、相互保険会社などが排除される。最後に、⑤から商工会議所や医師会のような強制的会員制をもつ組織が排除されることになる。こうした基準にもとづき、具体的にはつぎのような組織が第三セクターから排除されることになる。すなわち、①営利企業、②公的機関、③公企業

15) A. Eisen, a.a.O., S. 281.

16) Vgl. L. M. Salamon, H. K. Anheier, *The Emerging...*, op.cit. ; H. K. Anheier, W. Seibel, *The Third Sector : Comparative Studies of Nonprofit Organisations*, Berlin/New York/de Gruyter, 1990 ; W. Seibel, *Funktionaler Dilettantismus*, Baden-Baden, 1994 ; H. K. Anheier, E. Priller, W. Seibel, A. Zimmer (hrsg.), *Der Dritte Sektor in Deutschland*, Berlin, 1997 ; H. K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit...*, op.cit. ; E. Priller, A. Zimmer (hrsg.), *Der Dritte...*, a.a.O. ; A. Zimmer, E. Priller, *Der Dritte Sektor in Deutschland : Wachstum und Wandel, Gegenwartskunde*, 50, 2001.

17) H. K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit...*, op.cit., p. 20-21.

18) かれらがあげているのは、つぎのような組織である。①登記社団、②非登記社団、③民間福祉団体、④公益的な協同組合、⑤市民グループ、⑥アドボカシー組織、⑦自助集団、⑧教会関連の施設など。これについては、H. K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit...*, op.cit., p.25を参照。

ならびに公共の施設, ④生産協同組合ならびに消費協同組合, ⑤相互保険会社, ⑥商工会議所や医師会, ⑦公共放送機関, ⑧公立の大学, などである¹⁹⁾。こうしたリストからもわかるように, 基本的にはかれらの定義する第三セクターは, 先の図1の点線で囲った領域に限定されることになるのである。

このように対象を限定したうえで, かれらはドイツの第三セクターの特徴をさまざまな側面から数量的に明らかにしていこうとする。ここでは, とくに重要と思われる点に焦点をしばって, かれらの議論を紹介することにしよう。

3.1 ドイツにおける第三セクターの重要性

ドイツにおいては, 第三セクターはどのていどの重要性をもっているのであろうか。この点を他の国々と比較しながら見ていくことにしよう²⁰⁾。表2は, 1990年における, ①全雇用

表2 第三セクターの規模 (1990)

国 名	全雇用者に占める第三セクターの雇用者の比率		③成人人口に占めるボランティアの比率	④成人人口に占める組織会員の比率	⑤人口10万人あたりの第三セクターの組織数
	①有給の雇用者のみ	②ボランティアを含む			
ハンガリー	0.8	2.1	5	44	126
イタリア	1.8	2.9	21	30	66
スウェーデン	2.5	8.3	36	84	1463
日本	2.5	2.5	12	27	70
ドイツ	3.7	6.1	13	64	456
イギリス	4.0	—	34	47	299
フランス	4.2	6.8	19	36	268
アメリカ	6.9	12.8	37	59	412
平均	3.3	5.9	22	51	395

出所: H.K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit Sector in Germany*, Manchester/New York, 2001, p. 163より作成。

19) 排除される組織にかんして, つぎの点には注意しなければならない。まず, サラモンとアンハイアーの基準にしたがえば, 基本的に協同組合は第三セクターから排除されるが, ドイツの場合, 協同組合のうち住宅協同組合は排除されていない。というのも, ドイツの場合, 住宅協同組合については, 1940年の住宅公益法が1990年に廃止されるまで適用されており, その公益的地位が認められてきたからである。また, かれらの基準にしたがえば, 政党と教会が第三セクターに含められるが, これら二つの組織については, データの利用可能性および国際比較の観点から排除されている。ただし, 教会関連の福祉施設等は排除されていない。以上の点については, H. K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit...*, op.cit., p.25-27を参照。また, 住宅協同組合については, ibid., p.120-123を参照。

20) H. K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit...*, op.cit., p.161-167。

者にしめる第三セクターの雇用者の比率, ②これにボランティアを含めた場合の比率, ③成人人口に占めるボランティアの比率, ④成人人口に占める第三セクターの組織会員の比率, ならびに⑤人口10万人当たりの第三セクターの組織数を示したものである。表を見ればわかるように, いずれの尺度をもちいるかによって, 第三セクターの重要性にかんする各国のランクづけが異なってくる。ドイツの場合, ①と②の経済的尺度で測れば, その値はほぼ8カ国平均に近く (①ではドイツ3.7%, 平均3.3%, ②ではドイツ6.1%, 平均5.9%), それゆえドイツの第三セクターは, 国際的には中程度の経済的規模をもつということができる。これにたいし, ③~⑤の社会的尺度で測ると, その結果は大きく異なってくる。まず, ④と⑤を見よう。これらの尺度で測れば, ドイツは, スウェーデンについて第二位にランクされる。このことから, 他の国々に比してドイツでは人々の組織志向が強く, 第三セクターの組織の社会的重要性がきわめて高いことがわかる。ところが, ③のボランティアの比率を見れば, 逆にドイツは, ハンガリーを除く先進諸国のなかで日本とともに最低ランクに位置している。ドイツにおいては, ボランティア活動の低調さがしばしば指摘されてきたが, 表2はこのことを裏付けているといえる。

つぎに, 表3を見よう。表3は, 表2の5つの尺度うち, ①全雇用者に占める比率, ③ボランティアの比率, ④組織会員の比率を1990年と95年に関して示したものである²¹⁾。表を見れば明らかなように, すべての国でどの尺度をとっても数値の上昇が見られ, あらゆる面で第三セクターの重要性が確実に高まってきていることがわかる。それぞれの尺度での各国の

表3 第三セクターの規模 (1990-95)

国 名	第三セクターの 雇用者の比率		ボランティアの 比 率		組織会員の比率	
	1990	1995	1990	1995	1990	1995
ハンガリー	0.8	1.3	5	7	44	—
日本	2.5	3.5	12	—	27	46
スウェーデン	2.5	2.6	36	51	84	91
ドイツ	3.7	4.9	13	26	64	77
イギリス	4.0	6.2	34	48	47	53
フランス	4.2	4.9	19	23	36	43
アメリカ	6.9	7.8	37	49	59	79

出所: H. K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit Sector in Germany*, Manchester/New York, 2001, p. 178より作成。

21) *ibid.*, p. 177-179.

ランクづけには大きな変化はみられないが、ドイツにかんして注目されるのは、ボランティアの比率が5年間で13%から26%へと倍増していることである。ドイツにおいてボランティア活動が近年、急速に高まってきていることは、連邦家庭・高齢者・婦人・青少年省がおこなった1999年の調査でも確認されている。それによれば、14歳以上の国民の34%がボランティア活動に参加しているのである²²⁾。

アンハイアーやザイベルがおこなった以上のような第三セクターの重要性にかんする調査については、つぎの点に注意しなければならない。すでに述べたように、かれらの研究においては、広義の第三セクターに属するいくつかの組織が除かれている。そうした組織のうち、とりわけヨーロッパでは、フランスの「社会的経済」(économie sociale)の議論からも明らかのように、協同組合が第三セクターのきわめて重要な組織と考えられている²³⁾。ドイツにおいても、1999年には10,500の協同組合が存在し、2,050万人の組合員と50万人の雇用者を擁しているとされる²⁴⁾。それゆえ、こうした協同組合を考慮するならば、アイゼンが指摘するように、「ドイツの第三セクターの量的重要性のドラスティックな変更へ導く」可能性が存在するのである²⁵⁾。

3.2 ドイツの第三セクターの収入構造

つぎに、他の国々との第三セクターの収入構造の違いを見ていくことにしよう²⁶⁾。第三セクターの収入は、大きく①公的セクターからの支払い(以下、公的財源と記す)、②民間寄付、③会費・事業収入に分類される。ただし、公的財源には直接の補助金だけでなく、医療保険から支払われる診療報酬なども含まれている。このような分類にもとづいて、1990年と95年における各国の第三セクターの収入構造を示したのが、表4である。表をみれば明らかのように、ドイツでは公的財源の比率がきわめて高く(90年:68.2%, 95年:64.3%), いずれの年も6カ国のなかで最高の値を示している。こうした公的財源への依存性の高さは、第三セクターの組織にとって長期的に安定した収入源をもたらす反面、サラモンが危惧したように、第三セクターを半公的セクターに変質させる危険性をもっている。とりわけ、サラ

22) Vgl. B.v. Rosenblatt, *Freiwilliges Engagement in Deutschland*, Stuttgart/Berlin/Köln, 2000, S. 18.

23) 社会的経済については、J. Moreau, *L'Économie Sociale Face à L'Ultra-Libéralisme*, Paris, 1994 (石塚秀雄・中久保邦夫・北島健一訳『社会的経済とはなにか』日本経済評論社, 1996年); 富沢賢治・川口清史編『非営利・協同セクターの理論と現実』日本経済評論社, 1997年を参照。

24) Vgl. A. Eisen, *Das Prinzip...* a.a.O., S. 286-287. なお、ドイツの協同組合については、G. Aschhoff, E. Henningsen, *Das deutsche Genossenschaftswesen*, Frankfurt am Main, 1996 (関英昭・野田輝久訳『新版ドイツの協同組合制度—歴史・構造・経済的潜在力—』日本経済評論社, 2001年を参照。

25) A. Eisen, *Das Prinzip...* a.a.O., S.286. なお、協同組合を含め、ドイツの第三セクターについて紹介したものに、的場信樹「ドイツの協同経済」(富沢賢治・川口清史編, 前掲書)がある。

26) H. K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit...* op.cit., p. 98-106, 179-181.

モンは、①組織の独立性の喪失の危険、②組織の課題の歪曲化の危険、③官僚化と過度の専門化の危険を指摘している²⁷⁾。実際、ドイツでは後に見るように、社会サービスの分野を中心に公的セクターと第三セクターとの結びつきがきわめて強く、サラモンが危惧した問題が現実のものとなって現れてきている。

表4からはまた、ドイツでは民間寄付の比率が日本に次いできわめて低いことがわかる(90年:3.9%, 95年:3.4%)。ドイツでは財団の歴史は古く、また近年ではその数ならびに規模を急速に拡大してきている²⁸⁾。しかしながら、表4はドイツにおける「フィランソロビーの不十分性」を明確に示しており、ツィンマーとプリラーが指摘するように、「ドイツ人は、予想以上に快楽主義的であり、社会参加をしたり、遺産からなにがしかを人々に分け与える用意は、きわめて限定的でしかない」²⁹⁾のである。

表4 第三セクターの収入構造 (1990-95)

国 名	公的財源		民間寄付		会費・事業収入	
	1990	1995	1990	1995	1990	1995
ハンガリー	23.3	27.1	19.7	18.4	57.0	54.6
日本	38.3	45.2	1.3	2.6	60.4	52.1
ドイツ	68.2	64.3	3.9	3.4	27.9	32.3
イギリス	39.8	46.7	12.0	8.8	48.2	44.6
フランス	59.5	57.8	7.1	7.5	33.5	34.6
アメリカ	29.6	30.5	18.6	12.9	51.8	56.6

出所：H.K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit Sector in Germany*, Manchester/New York, 2001, p.182より作成。

27) Vgl. L. M. Salamon, Third Party Government, in: A. Evers, Th. Olk (hrsg.), aa.O., S.95.

28) ドイツで最古の財団は、950年に設立されたヴェムディング財団とされる。また、現在、存在する財団のうち3分の1は、1945年以前に設立されたものである。1990年代初めにドイツには、5,400の財団が存在し、不正確ではあるが145億ドル～288億ドルの総資産があるとされている。これについては、H. K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit...* op.cit., p. 129-133を参照。

29) A. Zimmer, E. Priller, Zukunft des Dritten Sektors in Deutschland, in: H. K. Anheier, E. Priller, W. Seibel, A. Zimmer (hrsg.), *Der Dritte...* aa.O., S. 270. ちなみに、アンハイアー等の調査によれば、1992年にアメリカでは過去1年間に73%の市民が寄付をおこない、1人当たりの平均寄付額は850ドルであったのに対し、ドイツでは44.1%の市民しか寄付をおこなっておらず、1人当たりの平均寄付額は120ドルであった。ただし、かれらも指摘しているように、この数値にはドイツに特徴的な制度である教会税が含まれていないことには注意しなければならない。この点については、H. K. Anheier, L.M. Salamon, E. Archambault, Ehrenamtlichkeit und Spendenverhalten in Deutschland, Frankreich, und den USA, in: H. K. Anheier, E. Priller, W. Seibel, A. Zimmer (hrsg.), *Der Dritte...* aa.O., S. 199-201を参照。

3.3 ドイツの第三セクターの構成

これまでは、他の国々と比較してドイツの第三セクターの特徴を見てきたが、つぎにドイツの第三セクターの内部構成を見ることにしよう。表5は、非営利組織国際分類 (ICNPO) にしたがって、10の分野ごとに雇用者の数と、第三セクター全体の雇用者数に占めるそれぞれの分野の雇用者数の比率を、1990年と95年について示したものである³⁰⁾。表を見れば明らかのように、いずれの年においても保健・医療と社会サービスの分野の比率がきわめて高く、両方をあわせればじつに第三セクター全体の雇用者数の7割近くを占めることになる。それゆえ、ドイツの第三セクターは、これら二つの分野を中心にして構成されているといえることができる。

表5 ドイツの第三セクターの構成 (1990-95)

ICNPO	1990		1995	
	雇用者数	比 率	雇用者数	比 率
文化・レクリエーション	64,346	6.3	77,350	5.4
教育・調査研究	131,451	12.9	168,000	11.7
保健・医療	364,056	35.8	441,000	30.6
社会サービス	328,733	32.3	559,500	38.8
環境	2,462	0.2	12,000	0.8
地域開発	60,592	5.9	87,850	6.1
アドボカシー	13,677	1.3	23,700	1.6
フィランソロピー	2,686	0.3	5,400	0.4
国際活動	5,138	0.5	9,750	0.7
業界・職業団体、組合	44,803	4.4	55,800	3.9
総計	1,017,945	99.9	1,440,350	100.0

出所：H. K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit Sector in Germany*, Manchester/New York, 2001, p.81より作成。

つぎに表6を見よう。表6は、各分野ごとの収入構造を1990年と95年について示したものである³¹⁾。さきほどの保健・医療と社会サービスの分野で公的財源の比率がきわめて高いことがわかる。上においてドイツの第三セクターの特徴として、公的財源の比率が高いことを指摘したが、このことは、まさにこれら二つの中心的分野における公的財源の高さを反映したものである。保健・医療の分野においてこの比率が高いのは、疾病保険からの支払いが公

30) H. K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit...* op.cit., p.81-85.

31) Vgl. E. Priller, A. Zimmer, Wachstum und Wandel des Dritten Sektors in Deutschland, in: E. Priller, A. Zimmer (hrsg.), *Der Dritte...* aa.O., S. 213-214

的財源に含められることによる。他方、社会サービスの分野において公的財源の比率が高いのは、この分野で支配的地位を占めてきた民間福祉団体と公的セクターとの間に「コーポラティズム・モデル」と称されるドイツ独自の協調システムが確立されてきたからにほかならないのである。

表6 ドイツの第三セクターの収入構造 (1990-95)

分 野	公的財源		民間寄付		会費・事業収入	
	1990	1995	1990	1995	1990	1995
文化・レクリエーション	16.8	20.4	9.4	13.4	73.8	66.2
教育・調査研究	69.9	75.4	2.0	1.9	28.1	22.6
保健・医療	83.9	93.8	2.6	0.1	13.4	6.1
社会サービス	82.6	65.5	7.3	4.7	10.1	29.8
環境	23.2	22.3	3.7	15.6	73.1	62.1
住宅	57.2	0.9	0.0	0.5	42.7	98.6
市民・アドボカシー	41.9	57.6	4.5	6.6	53.6	35.8
財団	14.8	10.4	0.5	3.4	84.7	86.2
国際活動	76.9	51.3	16.8	40.9	6.2	7.8
業界・職業団体・組合	5.5	2.0	0.3	0.8	94.3	97.2
総計	68.2	64.3	3.9	3.4	27.9	32.3

出所：E. Priller, A. Zimmer, Wachstum und Wandel des Dritten Sektors in Deutschland, in : E. Priller, A. Zimmer (hrsg.), *Der Dritte Sektor international*, Berlin, 2001, S. 213より作成。

ドイツでは従来、ドイツ・カリタス連合、ディアコニー奉仕団、労働者福祉団、ドイツ・パリティエッシェ福祉団、ドイツ赤十字、ユダヤ人中央福祉センターの6つの民間福祉団体が、社会サービスの分野できわめて大きな力を有してきた。これは、戦後の福祉国家体制の下で、いわゆる「補完性の原則」(Subsidiaritätsprinzip)にもとづき、民間福祉団体の優先的地位が法的に保障されてきたことによる。補完性の原則は、カトリック社会論に由来するものであるが、それは「民間部門では果たすことのできない機能のみを国家は引き受けること、地域や地方政府のようなより小さな単位、ならびに家族や集団のような私的単位的能力を超える課題のみに、中央政府のようなより大きな単位は関心をもつこと」³²⁾を意味している。この原則にもとづき、民間福祉団体がその地域の社会サービスの供給を保証している場合には、公的セクターはその供給をおこなってはならないことが、連邦社会扶助法などにお

32) H. K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit...* op.cit., p.72.

いて明確に規定されてきた。しかも、1990年代に改正されるまで民間福祉団体は、他の競争者、とりわけ私営営利企業にたいする優先的地位をも保障されてきたのである。が、こうした民間福祉団体の優先的地位の法的保障は、公的セクターが社会サービスの供給に責任を負わず、民間福祉団体にたいしなんらの支援もする必要がないことを意味しているのではない。社会サービスの供給に責任を負うのは公的セクターであり、この責任を果たすために公的セクターは、民間福祉団体にたいし適切な財政的支援を与えねばならないのである³³⁾。

このようにドイツでは、戦後の福祉国家体制の下で、公的セクターと民間福祉団体との協調的關係が確立され、民間福祉団体は、インテグラルな構成要素としてドイツの福祉国家体制のなかに明確に組み込まれてきたのである。しかしながら、こうした両者の協調的關係は、他方で重大な問題をもたらすことになる。すなわち、公的セクターならびに私営営利企業にたいする優先的地位を法的に保障された民間福祉団体は、社会サービスの半公的で独占的な供給主体と化するのである。このため、民間福祉団体からは地域住民のニーズにあったサービスを提供し、また社会状況の変化に弾力的に適応していこうとする誘因が失われ、組織の官僚化・硬直化がすすむことになる。さらに、公的セクターによる財政保障は、民間福祉団体の経営の不効率化をもたらし、このことがひいては公的セクターの財政状況を圧迫することになったのである。

3.4 ドイツの第三セクターの二分割

以上、述べてきたように、ドイツの第三セクターは、民間福祉団体に典型的にみられたように、第三セクターと公的セクターとの結びつきが強く、その諸組織が国家システムのなかに明確に組み込まれてきた点に特徴をもつ。しかしながら、このことによって、ドイツの第三セクターのいま一つの特徴が忘れられてはならない。もう一度、表6を見よう。表を見れば、保健・医療と社会サービスの分野とは逆に、公的財源の比率が比較的低い分野が存在することがわかる。とりわけ興味深いのは、文化・レクリエーションと環境の分野である。これら二つの分野においては、公的財源の比率が低いかわりに、会費・事業収入の比率がきわめて高くなっているのである。

これに関連してさらに表7を見よう。表7は、1995年における第三セクター全体の雇用者数に占める各分野の雇用者数の比率と、これにボランティアを加えたときの比率を示したものである³⁴⁾。表から明らかなように、ボランティアを加えた場合、ドイツの第三セクターの

33) たとえば、連邦社会扶助法第10条においては、つぎのように規定されている。「社会援護の担い手は、自由な福祉介護の担い手を適切に支援しなければならない。…もし援護が自由な福祉介護によって保障されている場合には、社会援護の担い手は自らの措置を講じてはならない」。Vgl. § 10 Bundessozialhilfegesetz.

34) H. K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit...* op.cit., p. 81-85.

中心的分野とされる保健・医療と社会サービスの比率が大きく低下し、逆に、文化・レクリエーションと環境の比率が高まっている。とりわけ、文化・レクリエーションは、5.4%から19.7%へと、社会サービスや保健・医療と肩を並べるほどにその比率を高めており、この分野がドイツの第三セクターにおいてきわめて重要な分野になっていること、またそれが人々のボランティア活動に大きく依存していることがわかる。近年、高まっているボランティア活動の中心が文化・レクリエーションの分野にあることは、先に述べた連邦家庭・高齢者・婦人・青少年省の調査においても確認されている。それによれば、ボランティア参加者の43%が文化・レクリエーションの分野で活動しており、社会サービスと保健・医療の分野はあわせても10%にすぎないのである³⁵⁾。こうしたことから、ドイツの第三セクターは、ツィンマーとブリラーが指摘するように、「保健・医療と社会サービスという圧倒的に公的資金によって賄われ、高度に専門化し、そしてきわめて国家に近い領域にたいし、基本的に名誉職的参加とボランティア活動、ならびに会費と寄付からの収入に頼らざるを得ない社團制度と市民参加の領域が対峙する」³⁶⁾ 二分割的特徴を有しているといえることができるのである。

表7 ドイツの第三セクターの構成 (1995)

ICNPO	有給の雇用者のみ	ボランティアを含む
文化・レクリエーション	5.4	19.7
教育・調査研究	11.7	7.6
保健・医療	30.6	21.8
社会サービス	38.8	27.2
環境・アドボカシー	2.5	6.1
地域開発	6.1	4.4
業界・職業団体、組合	3.9	4.2
その他	1.1	9.0
全雇用者に占める第三セクターの雇用者の比率	4.9	8.0

出所：H. K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit Sector in Germany*, Manchester/New York, 2001, p. 82より作成。

4. ドイツの第三セクターの変化

前節においてすでに示されたように、近年、第三セクターは、ドイツのみならずどの国に

35) Vgl. B.v. Rosenblatt, *Freiwilliges...* aa.O., S. 44-48.

36) A. Zimmer, E. Priller, *Der Dritte...* aa.O., S. 129

においても、その重要性を高めてきている。第三セクターを取り巻く社会環境の最近の変化は、このような第三セクターの発展をいっそう推進する可能性を秘めている。そうした社会環境の変化としては、①環境問題に代表される「市場の失敗」のグローバル化、②経済の低成長化と少子・高齢化の進展による福祉国家の破綻、③物質的な豊かさよりも人間的なぬくもりや精神的価値を重視する価値観の変化などをあげることができる。これらの変化はいずれも、第三セクターの今後の発展にとって有利な条件となりうる。すなわち、市場の失敗のグローバル化は、国家の枠を超えて活動する「グローバル・プレーヤー」としての非政府組織の役割を高めることになるし、また、福祉国家の破綻は、第三セクターに属する諸組織の福祉供給主体としての重要性を高めていくことになる。さらに、人々の価値観の変化は、市民の社会参加やボランティア活動をいっそう活発なものにしていくことになるだろう。

しかしながら、このような社会環境の変化のなかで、実際に第三セクターが発展していくためには、第三セクター自身も、社会環境の変化に対応し、変化していく必要がある。こうした流れのなかで、すでにドイツの第三セクターにもいくつかの大きな変化が現れてきている。以下、その変化について見ていくことにしよう。

4.1 市場化の進展

ドイツの第三セクターを取り巻く社会環境の変化のうち、なんといっても福祉国家の破綻は、財政的に公的セクターに強く依存してきたドイツの第三セクターに大きな変化をもたらさざるをえない。すなわち、もはや公的セクターに頼ることができないとすれば、第三セクターの諸組織は、自らの力で資金を調達してこななければならないのである。その兆候は、すでに先の表6においても示されている。表6においては、教育・調査研究や保健・医療など1990年から95年にかけて、むしろ公的財源の比率が高まった分野も見られる。しかしながら、これは東西ドイツの統一により、旧東ドイツ地域における当該分野の第三セクター諸組織にたいし、巨額の公的支援が実施されたことによるものであり、第三セクターにたいする財政圧力が無くなったことを意味するものではない³⁷⁾。むしろ興味深いのは、民間寄付と会費・事業収入の比率が高まった分野が存在することである。すなわち、環境や国際活動などの分野では民間寄付の比率が大きく増えており、これらの分野でのフィランソロピー活動の高まりを見ることができる。一方、会費・事業収入の比率が大きく高まってきているのは、社会サービスと住宅の分野であるが、これらはいずれも近年、急速に市場原理の導入が進められた分野である。

37) 旧東ドイツの第三セクター諸組織にたいしては、法律にもとづく通常の支援に加え、1990年から95年の期間に6つのプログラムにたいし総額70億マルクにおよぶ追加的支援が実施された。これについては、H. K. Anheier, W. Seibel, *The Nonprofit...* op.cit., p. 148を参照。

このように福祉国家の破綻にともない、ドイツの第三セクターには、少しずつ変化が見られてきているが、そのなかでとりわけ重要になってくるのが、ドイツの第三セクターを特徴づけてきた社会サービスの分野での変化である。3節ですでに述べたように、社会サービスの分野では補完性の原則にもとづき、公的セクターならびに私的営利企業にたいする民間福祉団体の優先的地位が法的に保障されてきた。そして、このことが民間福祉団体の非効率性や官僚化など、さまざまな問題をもたらす要因ともなってきたのである。しかしながら、福祉国家の制度改革の流れのなかで、こうした民間福祉団体の優先的地位は大きく見直されてきている。とりわけ典型的なのが、1994年に導入された介護保険法である³⁸⁾。介護保険法においては、公的セクターにたいする優先権は残されるものの、私的営利企業にたいする民間福祉団体の優先的地位はもはや存在しない。保険者である介護金庫は、一定の基準を満たすかぎり、民間福祉団体とも私的営利企業とも介護委託契約を結ぶことができるのである。また、連邦社会扶助法においても、1996年の改正により、私的営利企業にたいする民間福祉団体の優先権が取り払われている。このように、公的セクターにたいする優先権は依然として残されているものの、社会サービスの分野では明確に市場原理の導入が進められており、それにより、民間福祉団体は、もはや社会サービスの独占的供給主体ではなく、私的営利企業との厳しい競争にさらされることになったのである。

このような社会サービスの分野で典型的に見られる私的営利企業との競争関係の強化は、第三セクターの組織にとって重大な問題をはらんでいる。というのも、それは、第三セクターの組織が自らの生き残りのために営利企業へと転化する危険性を秘めているからである。たしかにザイベルが主張するように、第三セクターの諸組織には、営利企業のような市場によるチェック機能が働かないため、制御の失敗や生産の不効率性といった問題が発生してこざるをえない³⁹⁾。それゆえ、私的営利企業との競争関係の強化をつうじて、経営の合理化や効率化がはかられることには、一定の意味がある。しかしながら、第三セクターの組織にとって、自らを営利企業と変わらないものに変質させることは、必ずしもその生き残り可能性を高めるものとはならない。というのも、ツィンマーとプリラーが述べているように、「非営利組織は、効率的に経営されているがゆえに、成員やアクティブな参加者にとって魅力的なわけではなく、正しい目的を追求し、正しい、すなわちいままさに社会的に重要な価値を代表しているがゆえに、魅力的」⁴⁰⁾だからである。それゆえ、私的営利企業との競争関係が強化されてきている今日こそ、第三セクターのかかげる理念がきわめて重要になっているの

38) ドイツの介護保険については、拙稿「介護保障と社会的秩序政策」、『神戸大学経済学研究年報』, 46, 1999年を参照。

39) Vgl. W. Seibel, *Funktionaler...* a.a.O.

40) A. Zimmer, E. Priller, *Zukunft...* a.a.O., S. 262-263.

である⁴¹⁾。

4.2 市民参加の展開

このような第三セクターの市場化の進展に加え、ドイツの第三セクターにはいまひとつ重大な変化が生じてきている。それは、すでに前節で明らかにされたように、人々のボランティア活動が急速に高まってきていることである。ドイツでは近年、民間福祉団体や伝統的な社團組織を中心に、人々のボランティア意識の後退が嘆かれているが、こうした後退がみられるのは、ドイツにおいて伝統的な「名誉職的活動」(ehrentätliche Arbeit)の領域のことにすぎない。名誉職的活動とは、19世紀以来のドイツの伝統であり、市民の一種の義務として公職や非営利団体の役員などに無償でたずさわるものである。しかし、連邦家庭・高齢者・婦人・青少年省のおこなった調査によれば、ボランティア参加者のうち自らの活動を義務的な名誉職的活動と見なしているのは32%にすぎず、48%の人は、自らの活動を自発的な「ボランティア活動」(Freiwilligenarbeit)ととらえている⁴²⁾。こうした人々のボランティア意識の変化にともない、民間福祉団体や伝統的な社團組織の嘆きとは逆に、人々のボランティア活動は、ドイツにおいても着実に高まってきているのである。

このような人々のボランティア活動の高まりに加え、近年ドイツでは、民間福祉団体に代表される大規模で専門的な半公的組織とは性質を異にする新たな種類の第三セクター組織が注目を集めてきている。「自助集団」(Selbsthilfegruppe)がそれである。自助集団とは、疾病や障害などの諸問題に見舞われた人々およびその家族が、自発的に参加し、その問題の克服に共同で取り組む集団のことであるが、それは、「互恵性と『ごく身近な』連帯性の原則にもとづく市民参加の特別の形態」にほかならないのである⁴³⁾。

このように特徴づけられる自助集団は、そのルーツを1970年代の「新しい社会運動」(neue soziale Bewegungen)にもつことからわかるように、当初は従来の専門的諸組織に代替するものと見なされてきた。しかしながら、両者の関係はむしろ、それぞれの特性にもとづき互いの欠陥を補いあう補完的關係にあるといえることができる。すなわち、自助集団は、専門的組織になりかわって専門サービスを提供することはできないが、逆に専門的組織ではなしえない機能、すなわち、精神的な安心感や心の癒しの提供といった機能を果たすことが

41) これに関連して、営利企業との競争に生き残るため株式会社となったドイツの消費協同組合、CO-OP株式会社が1989年に破綻したことは、きわめて印象的である。これについては、G. Aschhoff, E. Henningsen, aa.O. (前掲訳書, 116-117ページ) 参照。また、野尻武敏『21世紀と生活協同組合』見洋書房, 1997年をも参照。

42) Vgl. B.v. Rosenblatt, *Freiwillige...* aa.O., S. 50-52.

43) Vgl. J. Braun, U. Kettler, I. Becker, *Selbsthilfe und Selbsthilfeunterstützung in der Bundesrepublik Deutschland*, Stuttgart/Berlin/Köln, 1997, S. 6.

できるのである⁴⁴⁾。このような補完的関係の必要性は、今日では自助集団の側にも、専門的組織の側にも受け入れられている。そのため、自助集団にたいしては、さまざまな支援が公的セクターや専門的諸組織によってなされているのである⁴⁵⁾。こうした支援の結果、1988年に30,000であった自助集団の数は、1995年には67,500に達し、7年間でじつに2倍以上に増えてきている⁴⁶⁾。

以上のように、ドイツでは人々のボランティア活動や自助集団のような新たな市民参加の動きが高まってきている。しかしながら、こうしたボランティアな市民参加は、各人の意志にゆだねられるだけで自ずから実現されるものではない。市民参加が活発なものとなるには、乗り越えられねばならない多くの障害が存在する。それゆえ、自助集団の場合にすでに示されたように、このような動きが今後いっそう活発なものとなっていくためには、公的セクターを中心に、財政面だけでなく、情報の提供、コーディネート、さらには施設の提供などさまざまな支援がなされねばならないのである。

5. 結びにかえて

本稿では、これまでの諸研究によりながら、ドイツの第三セクターの特徴を明らかにしてきた。ドイツの第三セクターは、「コーポラティズム・モデル」と称されるように、第三セクターと公的セクターとの結びつきが強く、第三セクターの諸組織が国家システムのなかに明確に組み込まれている点に特徴をもつ。しかしながら、第三セクターを取り巻く社会環境の変化とともに、ドイツの第三セクターもまた、大きく変化してきている。その変化は、補完性原則にもとづくドイツのコーポラティズム・モデルにも修正を迫るものである。が、そ

44) Vgl. Ebd., S. 3-4. 自助集団の果たしうる機能としては、つぎのものがあげられる。①慢性患者や障害者の孤立を防ぐ、②当事者の個人的能力を活発にし、専門サービスシステムを補完する、③革新的刺激を与え、保健・医療、社会サービスシステムの発展に貢献する、④保健・医療、社会サービスの対象者志向を可能にする、⑤サービス提供システムの民主化、人間化を可能にする。この点については、Ebd., S. 25を参照。また、豊山宗洋「ドイツの地方分権」(寺田宏洲編『地方分権と行財政改革』新評論, 1999年, 289-297ページ)をも参照。

45) 自助集団にたいする支援には、①直接の助成、②自助コンタクトセンターを通じたインフラ的助成、③自助に好意的な枠条件の創出の3つがあるが、とりわけ自助コンタクトセンターによる支援はきわめて重要になっている。自助コンタクトセンターは、地方自治体や民間福祉団体などによって運営されており、自助集団にたいする助言や支援、市民への情報や助言の提供、広報活動などを行っている。これについては、J. Braun, U. Kettler, I. Becker, *Selbsthilfe... a.a.O.*, S. 8-9, 253-263を参照。また、直接的には医療支出の抑制のためとはいえ、疾病保険法(社会法典第5部)において、自助集団や自助コンタクトセンターにたいする支援が疾病金庫に義務づけられるようになったことは、きわめて興味深い。これについては、Deutsche Arbeitsgemeinschaft Selbsthilfegruppen e.V. (hrsg.), *Selbsthilfegruppenjahrbuch 2000*, Fulda, 2000, S. 168-176を参照。

46) Vgl. J. Braun, U. Kettler, I. Becker, *Selbsthilfe... a.a.O.*, S. 73.

れは、ドイツの経済社会システムの根本的秩序原則である補完性原則そのものの破棄を意味するものではない。むしろその変化は、アンハイアーとザイベルが述べているように、従来、民間福祉団体に限定されてきた補完性原則をより「弾力化」するものと位置づけることができる。すなわち、「補完性は、ドイツでしばしば認識されているよりも、はるかに普遍的な原則を記述している。ドイツでは、個人的選択にもとづく顧客志向のシステムではなく、むしろ供給者中心の準独占が展開されてきた。けれども…補完性は、自由な福祉介護の団体に制限される必要はなく、これまでドイツで理解されてきたよりもはるかに広範囲の射程を制度選択に提供する秩序原則と見なすことができるのである」⁴⁷⁾。このように解釈し直された補完性原則にもとづいて、ドイツの第三セクターが今後さらに発展していくかいは、これからの動きを見守るよりほかはない。今後の課題としたい。

(付記) 本稿は、科学研究費補助金「サード・エコノミーの理論と実証—三層秩序構築の試みと成果の批判的検証—」(課題番号13430011)による研究成果の一部である。なお、本稿の作成にあたっては、マンフレッド・グローザー (Manfred Groser) バンベルク大学教授、ならびにケルン大学にて在外研究中の豊山宗洋大阪商業大学助教授より、貴重なるご助言と数多くの資料の提供を受けた。記して感謝申し上げたい。むろん、本稿作成の責任はすべて筆者個人にある。

47) H. K. Anheier, Der Dritte Sektor in Zahlen: Ein sozial-ökonomisches Porträt, in : H. K. Anheier, E. Priller, W. Seibel, A. Zimmer (hrsg.), *Der Dritte...* aa.O., S. 71.

Summary

The Third Sector in Germany

Takayuki Nago

This paper offers an overview of the size, composition and revenue structure of the third sector in Germany. The third sector in Germany is dominated by the pronounced role of health care and social services, both of which receive a high degree of public funding. Particularly in the field of social services, the relationship between public and private partners is governed by the principle of subsidiarity. Subsidiarity means that the state takes on only functions that the private sector cannot meet. On the basis of this principle, service delivery in the field of social services is carried out primarily by private nonprofit organizations.

The German third sector will continue to grow in the future. But financial public support of the third sector has reached its limit. As a result, the third sector itself is changing rapidly in its relations with the state. This dynamic process will result in greater flexibility in how the subsidiarity principle is applied.